

審 査 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第51条の13第1項
処 分 の 概 要：駐車監視員資格者証の交付
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 確認事務の委託の手續等に関する規則 第11条（駐車監視員資格者証の交付の申請）
審 査 基 準： 道路交通法第51条の13第1項第1号のいずれかに該当し、かつ、同項第2号のいずれにも該当しないときには、駐車監視員資格者証の交付を行う。 道路交通法第51条の8第3項第2号ハに該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等の関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 （注2）暴力的不法行為等とは、確認事務の委託の手續等に関する規則第3条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間：30日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：東京都公安委員会が所管する警察署の交通課
問 合 せ 先：警視庁放置駐車対策センター企画運用係 （電話03-3581-4321 内線7870-5112）
備 考：